

▼地方税の電子申告サービス（eLTAX）を開始します



▼eLTAX（エルタックス）とは・・・
従来は紙で行っていた地方税の各種手続きを、自宅やオフィス、あるいは税理士等のパソコンからインターネットを利用して電子的に行うシステムです。

■利用できる税目

- ・法人町民税
- ・固定資産税（償却資産申告書）
- ・個人住民税（給与支払報告書、特別徴収関連手続き等）

■電子申告によるメリット

- 地方税の申告が郵送や窓口に向くことなく、インターネットで自宅や事務所から簡単にできます。
 - 複数の都道府県や市区町村（エルタックスの運営に参加している都道府県や市区町村に限り）への申告が、まとめて1回のデータ送信で行えます。
 - eLTAXの利用のための専用ソフト「PCdesk」をeLTAXホームページからダウンロードし申告書の作成が簡単にできます。
- また、eLTAXに対応した市販の税務・会計ソフトで作成したデータでもそのまま申告できます。

■申告するには、まず利用の届出などの手続きが必要で書面での提出はできません

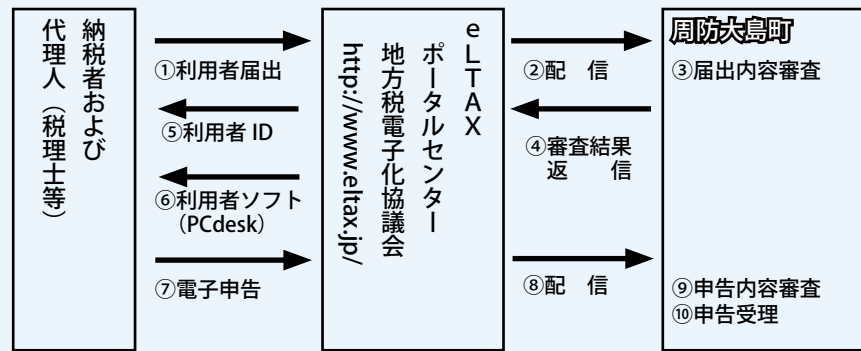
- ・利用の届出、申告等詳しい説明は、
○社団法人 地方税電子化協議会
<http://www.eltax.jp/>
へアクセスしてください。

■eLTAXご利用の流れ（下図）

①利用届出

- ・eLTAXホームページより利用者の届出を行います。
- ・利用者の電子署名及び電子証明書書の添付が必要です。
- ・ただし、税理士等が関与する納税者については、電子署名及び電子証明書書の添付を省略することができます。
- ・電子申告を利用する税目を追加、変更する時は利用届出（変更）が必要になります。
- ・利用開始を希望する時期よりも前に、十分な余裕をもって利用届出を行うってください。

【eLTAXの流れ】



⑤利用者ID

- ・利用届出（新規）の手続きが完了した際に表示される「送信結果」画面にて利用者ID仮暗証番号をお知らせします。
- ・利用届出の手続きが完了するまでには、土日休日を除き数日程度の時間がかかります。

がかります。

⑥利用者ソフト

- ・eLTAX用ソフト「PCdesk」をeLTAXホームページよりダウンロードし、申告書作成が簡単にできます。

- ・eLTAX対応の市販の税務、会計ソフトでもそのまま申告ができます。

⑦電子申告

- ・申告書（給与支払報告書、アータ等）を作成して送信する際には電子証明書の添付が必要です。
- ただし、依頼を受けた税理士等が申告書を作成して送信する時は納税者の電子証明書の添付を省略はできませんが、税理士の電子署名及び電子証明書の添付は必要です。

※電子証明書

- ・従来の書面による手続きにおける印鑑証明書などに相当するもので、特定の発行機関や認証局が発行する電子的な身分証明書です。電子証明書には、所有者を証明する情報などが記録されています。電子証明書を使用して電子署名を行うことにより、なりすまし（第三者が利用者のふりをして申請すること）やデータの改ざん（第三者が内容を書き換えること）を防ぐことができます。

■問い合わせ 税務課

☎0820（74）1008